

貯蓄預金

(平成24年 9月 3日現在)

商品名(愛称)	・貯蓄預金	
販売対象	・個人の方のみ	
期間	・期間の定めはありません	
預入	預入方法	・随時預入
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます	
利息	適用金利	・変動金利 ・10万円未満、30万円未満、100万円未満、300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します
	利払方法	・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます
	計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	・キャッシュカードによる払戻等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) ・スウィングサービス(順スウィング<普通預金から貯蓄預金への自動振替>の取扱いにあたっては、それぞれスウィング1回毎に52円(消費税等を含む)の手数料を徴求します	
付加できる特約事項	・普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスの取扱いができます ・マル優の取扱いができます	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日、に営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」の取扱いはできません ・この預金は預金保険の対象となり、1金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます